



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

～雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様へ～

中小企業緊急雇用安定助成金の支給までの 資金繰りに係る相談への対応について

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練、又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

1 対象となる 事業主の方

- ①最近3か月の売上高又は生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要)

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当て又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4(上限あり)。
※ 解雇などを行わない事業主に対する助成率は10分の9
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日6,000円を①に上乗せします。

2 助成率

出向の場合

- 出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の5分の4(上限あり)。
- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。詳しくは最寄の都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

3 その他

※中小企業庁では、上記の助成金が支給されるまでの資金繰りの相談を「緊急相談窓口」で受け付けています。雇用調整助成金の届出が確認できる書類をご持参の上ご相談下さい。

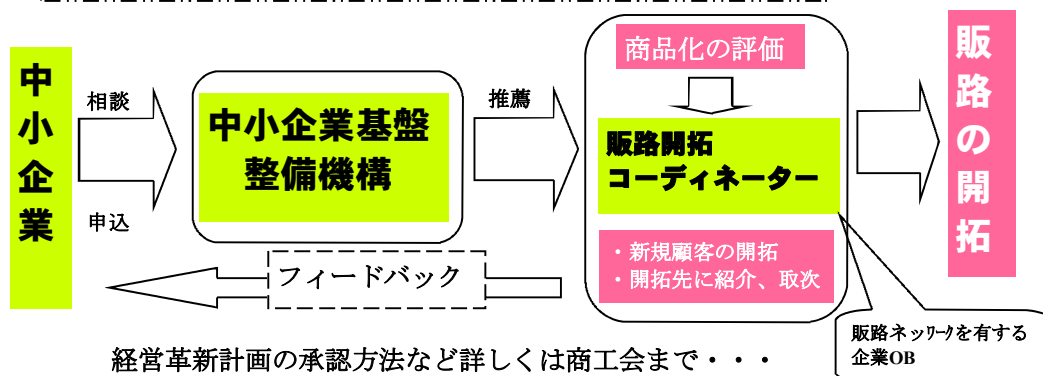
また、日本政策金融公庫では、中小企業庁・金融庁からの要請を受けて助成金の届出を行った企業に低利融資を開始しています。

※お問合せは各商工会もしくは、
中小企業庁のHP:<http://www.chusho.meti.go.jp/> をご参照下さい。



販路開拓コーディネーター事業

○経営革新計画の承認を受けた中小企業者が対象となります。



経営革新計画の承認方法など詳しくは商工会まで・・・



目次

中小企業緊急雇用安定助成金の支給までの資金繰りに係る相談への対応について	ページ 1
販路開拓コーディネーター事業	ページ 1
今月のことば	ページ 2
法律で解決！「メールを送るだけで違法行為になる？」	ページ 2～3
葛城市商工会からお知らせ	ページ 4
省エネ法が変わります	ページ 4



葛城地区商工会広域協議会
ホームページのお知らせ
<http://www.koryonet.or.jp/kouiki/index.htm>

変化への対応
商工会が目指す
三つのアクション

成長する企業づくり

商工会の
パワーアップ

商工会事業の効率化と
支援の充実・強化